

## 『障害者自立支援法が裁かれるとき』

今回の参議院選挙は、争点が「消えた年金問題」と「政治と金」の問題に矮小化され、国家の行く末を左右する「憲法改正問題」が霧散してしまった。言うまでもなく日本国憲法は「最高法規」と定められ、国内法の規範として崇高な理念を堅持している。日本国憲法は一〇〇条によって構成されているが、「障害者自立支援法」も同じく一〇〇条の法律である。以前の拙稿で「障害者自立支援法」は憲法違反ではないのか、「違憲訴訟」に耐えうるのではないかと提起したことがあるが、現在その訴訟運動が具体化されてきた。

まず「応益負担の強制という行政処分より、障害のある当事者が具体的に金銭的又は肉体的損害をこうむっている」という事実関係が重要である。その方たちが原告団を構成し、処分の取り消しと賠償を求める訴訟を起こすことになる。

その公判を維持するためには、法的根拠を示す必要がある。「障害者自立支援法」が上位法にあたる「憲法(具体的には二五条:生存権)」に抵触していることを明らかにする必要がある。具体的に示すと、憲法で規定されている「人間らしく生きる権利(健康で文化的な最低限度の生活を営む権利)」が損なわれている現状が、障害者自立支援法があげている「障害者の福祉の増進を図る」という目的にそむく違憲・違法の措置であることを明らかにしていくことになる。またナショナルミニマムといわれる「最低限度の生活」の国家責任としての中身が問われることにもなる。

日本の権力構造はそれぞれの国家権威が独立した三権分立の形を取っている。立法府(国会)行政府(内閣・行政)は国民の最大多数の意見が反映され、基本的に多数決(数・力)の原理が働くこととなる。しかし司法府(裁判所)は少数派の権利を擁護する対場に立脚している。さらに三権の中で「司法権の優越規定(憲法第八十一条)」として「違憲立法審査権」が定められており、司法府は国家における最高権威として位置づけられている。われわれは法律を作った「立法府」に対する選挙権の行使、法律を実行する行政府に対する要望・陳情・請願活動を行ってきたわけであるが、それが成就しなかった際の最後の手段として、司法府に対する「訴訟」という権利を行使することとなる。

国家の帰趨を左右するような政局を抱える現代社会において、社会的にまだまだ少数者である障害者の生存権・幸福追求権を担保していくには、上記の「違憲訴訟」が数少ない、また唯一の権利行使の有効な手段として浮かび上がってきたのである。時限立法の特別対策などで怒り・不満に、冷や水がかけられた感は否めないが、この時期に「裁判闘争(訴訟運動)」が全国的に繰り広げられることによって、

社会的・政治的な牽制を与えつつ、マスコミなどを通じて「障害者自立支援法」の違法性と不合理性を訴えていきたいものである。

文責 いぶき はやしもりお